

日 時 : 平成 24 年 6 月 19 日(火) 18:10~19:30

場 所 : 建築士会 会議室

出席者:(副委員長)長田 喜樹

(委 員)芝 京子、高橋 聡

(オブザーバー)花方 威之

(事務局)佐川事務局長 田中職員

欠席者:(委員長)金子 修司

(委 員)石井 明、山根 三郎、二宮 智美、山成 芳直、菊嶋 秀生、長谷川 行彦、

福井 通、毛塚 尚男、加藤 清、永井 香織

(担当常任理事)村島 正章

### <確認事項>

#### 1 前回(5/15)議事録の確認【資料 1】

○事前に送付された議事概要(案)について、次のとおり修正され、その後異議なく承認されました。

・P1 協議事項 1 総会提出議案に関する質疑応答のうち、最初の質問への回答について修正

(誤) 答:事業計画及び事業報告は、…以下略

(正) 答:事業計画及び予算は、…以下略

### <協議事項>

#### 1 新法人制度対応について

○全国都道府県建築士会 新法人移行状況【資料 2-1】

《副委員長より説明》

・東日本は一般社団、西日本は公益社団が多いといった傾向です。

《会長より補足》

・支部との関係上、一般社団法人としている士会があるようです。

○公益目的支出計画について【資料 2-2】

《担当職員より説明》

・担当者レベルで打ち合わせを行っている案です。列挙した継続事業の内容について、公益事業に該当しないという指摘は、特に受けていませんが、表現等についてはまだ調整中です。

《副委員長より P13 資料について説明》

・公益目的支出計画は、公益事業の赤字部分によって対象財産を消費していくものです。したがって、公益事業に認められるかという事業の仕分けだけでなく、その事業の収支差額を意識しておく必要があります。

《会長より補足》

・本資料(P6~12)の案では、これらの事業をすべて公益事業としていますが、再検討が必要と思います。これらの事業のうち、「建築士法第 22 条の 4 の 5 に基づく講習会(すべての建築士のための総合研修)」以外の事業は赤字を前提とするのではなく、むしろ収益事業と位置づけるべ

きであり、公益目的支出計画の対象事業としては不適切と思われます。

- ・平成23年度決算で、法人税はわずかに20数万円であり、決して適切な収益を上げている状況とはいえません。大切な収益事業を、赤字が強制される公益事業に一律に位置付けてしまうのは、不適切と思います。

[質疑応答]

問：なぜ講習会等が公益事業となるのですか。

答：公益事業として認められた法人においては、講習会は会員の資質向上だけでなく、その結果として、市民へのサービス水準向上につながり、社会のためになるといった理由で、公益事業と認められたようです。

問：公益社団法人に移行したほうがよいのですか。

答：税金控除の点ではプラスになりました、公益目的支出計画を立てる必要がないなどのメリットもありますが、公益目的事業比率が50%を切ると認可が取り消されてしまいます。経営が厳しくなっても収益事業を自由に行うことができないというデメリットがあります。会計事務所の意見としても、一般社団法人の方が無難ではないかということでした。

問：見学会は公益事業として認められるのですか。

答：内容の書き方次第ということでした。

☆次回の委員会で再度協議することとなりました。

[追記]…本案で「継続事業＝公益事業」とした事業の区分が適切か否か、再度検討して資料を作成し、次回の委員会までに県担当職員と調整を行います。(担当職員)

## 2 会員増強に係る特任組織の設置について【資料3】

《会長より説明》

・先日の関プロ会長会議で、連合会の三井所新会長より直接呼びかけがあり、既存の組織でも構わないが、その場合は、各県士会で会員増強に向けてどのように動くかを説明していただきたいとのことでした。そうした事情を踏まえ、特任組織を設置した方が判りやすいとの判断で設置するものです。

・旗振りを総務企画委員会にお願いしたいと考えています。

《事務局より補足》

・「特任組織」は、従来の支部長・委員長会議をベースに組織するものとしますが、新たに別枠で会議を開催するのではなく、支部長・委員長会議を開催する際、会員増強を議題とする場合のみ、副会長1名・総務企画委員会委員長及び副委員長が議論に加わる形を考えています。

26日開催の正副会長会議に諮り、今月末に連合会に報告します。

《会長より補足》

・現実からみますと、入会の促進というよりは、退会の抑制が重要であると考えます。魅力づくりが必要です。なお、現在は会費滞納による退会者への連絡・説得を支部長にお願いするなど、支部には、退会抑制のうえで大きな役割を担っていただいていると認識しています。

[質疑応答]

問：支部長・委員長会議はいつどこで開かれるのですか。

答：偶数月の第一月曜日に建築士会会議室で開かれます。

《委員より補足》

・支部長・委員長会議の本来の目的は、各支部・委員会の事業開催日重複の防止など、事業間の調整であったことに留意しておくべきと思います。

**☆会員増強に係る特任組織の設置については承認されました。**

## <報告事項>

### 1 平成 24 年度通常総会の開催結果について【資料 4】

《議事録案については特段の異議なし。事業の進め方について以下の質疑。》

- 女性委員会から、「交流会の予算の決め方やどこが主導し、どこが手伝うのかが不明確」、という意見がありました。当番の支部以外は、女性委員会と青年委員会が協力してサポートする方式でよいと思いますが、いったい、どこが旗振り役をするのか、決めていただきたいということです。  
→全支部に一巡するまでは、開催支部で音頭をとってもらうことでよいのではないのでしょうか。
- 次の開催支部の決定について、特に決まりがありません。また、女性委員会、青年委員会ともに十分な予算を計上できているわけではありません。  
→女性委員会、青年委員会は、交流会実施の中核メンバーであるので、引き続きお手伝いをお願いします。
- 先日新潟士会で開催された青年協議会は活発でした。他県士会の例をみると、支部レベルでの青年部、女性部活動も活発なようで、士会活動の中心になっているように見受けられました。本県でも、さらなる活躍を期待したいと思います。

### 2 連合会常設委員会(まちづくり委員会)の委員の推薦について【資料 5】

《事務局長より報告》

- 資料の下線部(「総務・企画委員会」、「法制度本委員会」、「教育・事業本委員会」、「まちづくり委員会」、「CPD/専攻建築士制度委員会」)が連合会の常設委員会です。今回、神奈川士会からの推薦枠として、「まちづくり委員会」を選択し、適任者の会員を推薦したところ、承認されました。

[質疑応答]

問:この資料は連合会の組織図ですか。

答:その通りです。ブロック推薦で1名出していただきたいということです。

問:関ブロの中で神奈川士会はまちづくり委員会を担当するということですか。

答:そのとおりです。

### 3 連合会第1回定例理事会他について【資料 6】

《事務局長より報告》

- 連合会の新体制が分かる資料として、本資料をお示しました。

《会長より補足》

- 総会は、前会長のもとで開催されます。総会では理事名簿のみが承認され、新会長は新理事によって開催される理事会で選ばれることになります。

《事務局長より補足》

- P38 に 25 年度の全国大会の概要が掲載されています。気の早い話ですが、H25年度事業計画については、この予定を踏まえて検討されるようお願いいたします。
- P39 クリーニング調査は、前年度との変更点が記載されています。これまでは、体制整備費として一括して交付された部分が、24年度からは、実際に業務をした場合にのみ、報告書作成費として3万円支払われることとなりました。なお、非引火性も対象となるか現在確認中です。
- 神奈川県より、早く準備を整えるよう要請がありました。支部長を通してご協力をお願いいたします。

4 第 55 回建築士会全国大会「いばらき大会」について【資料 7】

《事務局長より報告》

- ・本件について、日帰りのバスツアーを企画いたしました。

《会長より補足》

- ・基調講演会が二つ重なっています。地元の士会会長より、特に水戸美術館で開催される講演会への動員要請がありましたので、ご協力をお願いします。

5 普及事業助成選考結果について【資料 8】

《事務局長より報告》

- ・(静岡士会と協力して開催してきた)出前講座は、不採択となりました。担当の技術支援委員会としては、9月上旬ごろから公表される2次募集にも申請をするとのことでした。

6 賛助会小委員会主催講習会の開催結果について【資料 9】

《担当職員より報告》

**次回は平成 24 年 7 月 17(火) 午後 6 時からの開催です。**